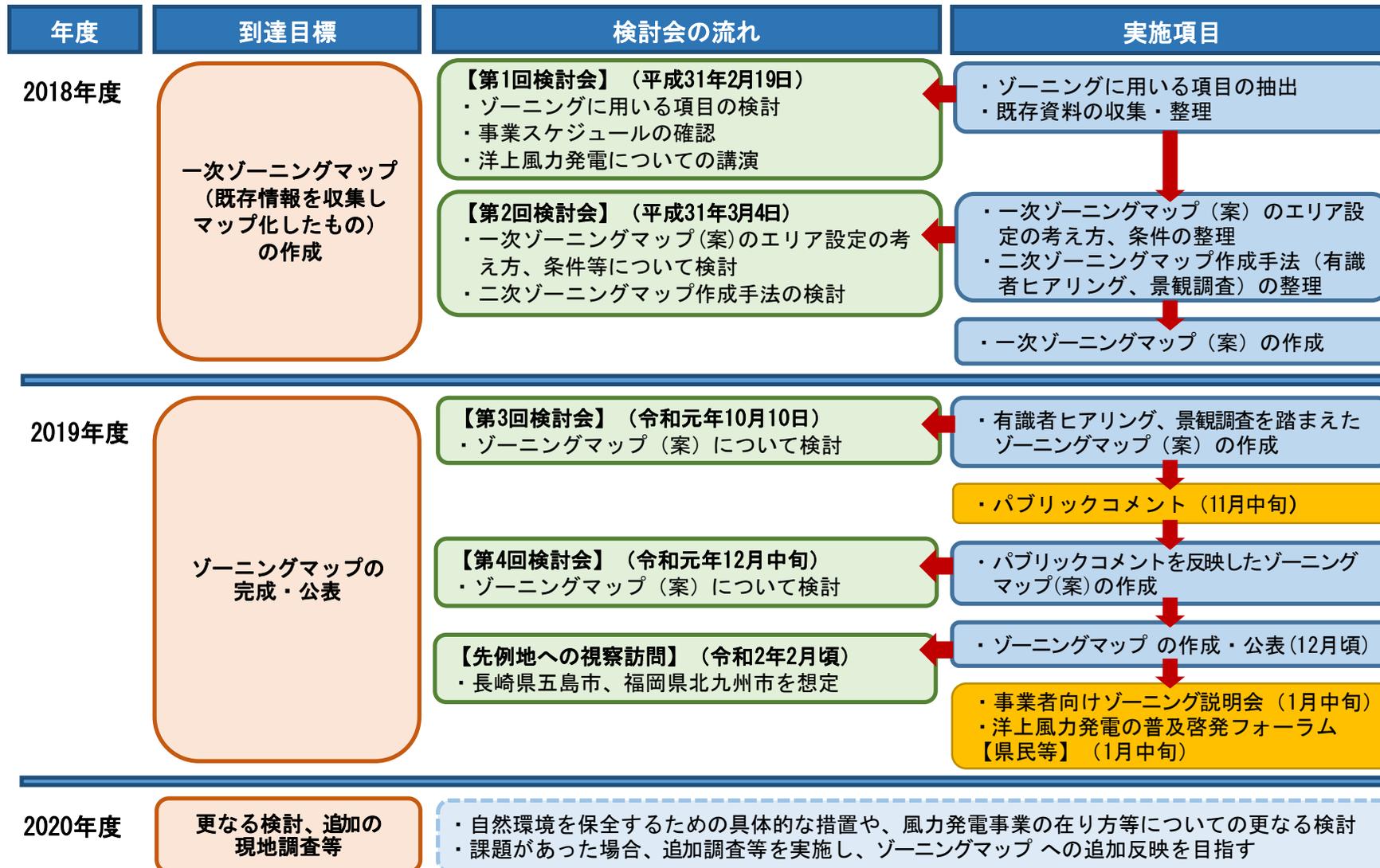


ゾーニングマップ作成手順

- ゾーニングマップは2018年度から3年間かけて作成しますが、今年度末にはマップの完成・公開を目指しています。



エリア設定の考え方

【エリアの種類】

エリア区分	考え方
保全エリア	環境保全等の法令等により大きな制約がある又は重大な環境影響が懸念される等により保全すべきエリア
保全推奨エリア ・環境保全に係る情報(生活環境等) ・環境保全に係る情報(生物の多様性、自然環境、自然との触れ合い) ・環境保全等の法令等により指定された保護地域の情報	「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省)をはじめ、経済産業省や国土交通省、NEDOが公表しているガイドライン・技術指針等により保全することが推奨されている又は環境影響が懸念される等により保全することが推奨されるエリア
調整エリア	保全エリア及び保全推奨エリア以外のエリアであり、環境影響が比較的小さいと考えられ、社会的な調整が必要な事項や事業性を踏まえた上で、事業の可能性について検討していくエリア

エリア設定の考え方【保全エリア】

分類	レイヤー名	エリア設定の考え方	備考	
環境保全に係る情報	景観	和歌山県景観計画で定める熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域内の眺望点からの景観	世界遺産周辺等の良好な景観の形成を図る上で特に重要な地域とされており、景観計画に示された眺望点から視認できる範囲(垂直見込角0.5°までの範囲)を保全エリアとした。	
	自然公園	国立公園	国立公園、国定公園、県立自然公園内のすべての地域を保全エリアとした。	陸域のみ
国定公園				
県立自然公園				
環境保全等の法令等により指定された保護地域	鳥獣保護区	鳥獣保護区(特別保護地区)	鳥獣保護の観点から保全エリアとした。	陸域のみ
	世界遺産	世界遺産地域及び緩衝地帯	世界遺産資産は、生物学的、文化的に持続可能な様々な利用と両立し得るが、持続可能な利用が資産の顕著な普遍的価値や完全性、真正性を損なうことがないようにとされているため保全エリアとした。	陸域のみ
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約湿地	ラムサール条約の登録基準の一つに「他の法令(自然公園法や鳥獣保護法)で保全が図られていること」となっており、必然的に保全されるべきものであるため、保全エリアとした。	
	景観等関連	特定景観形成地域	和歌山県景観計画において、世界遺産周辺等の良好な景観の形成を図る上で特に重要な地域とされており、保全エリアとした。	陸域のみ
		景観重要建造物	景観重要建造物の増改築等や景観重要樹木の伐採等の現状変更に対して規制しており、地域の良好な景観の形成に特に重要な役割を担っている景観資源であることから、保全エリアとした。	陸域のみ
		風致地区	都市の風致を維持するために指定された地区である。区域内で工作物の新築等を行う場合は、許可が必要となっていることから、保全エリアとした。	陸域のみ
	文化財	国指定文化財等	指定された文化財の現状変更だけでなく、文化財の保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっており、指定された区域外においても保全の対象となっている場合がある。慎重な取扱いが必要となるため、保全エリアとした。	陸域のみ
都道府県・市町村指定文化財等		オオカワリギンチャクの生息域		

エリア設定の考え方【保全推奨エリア（1/2）】

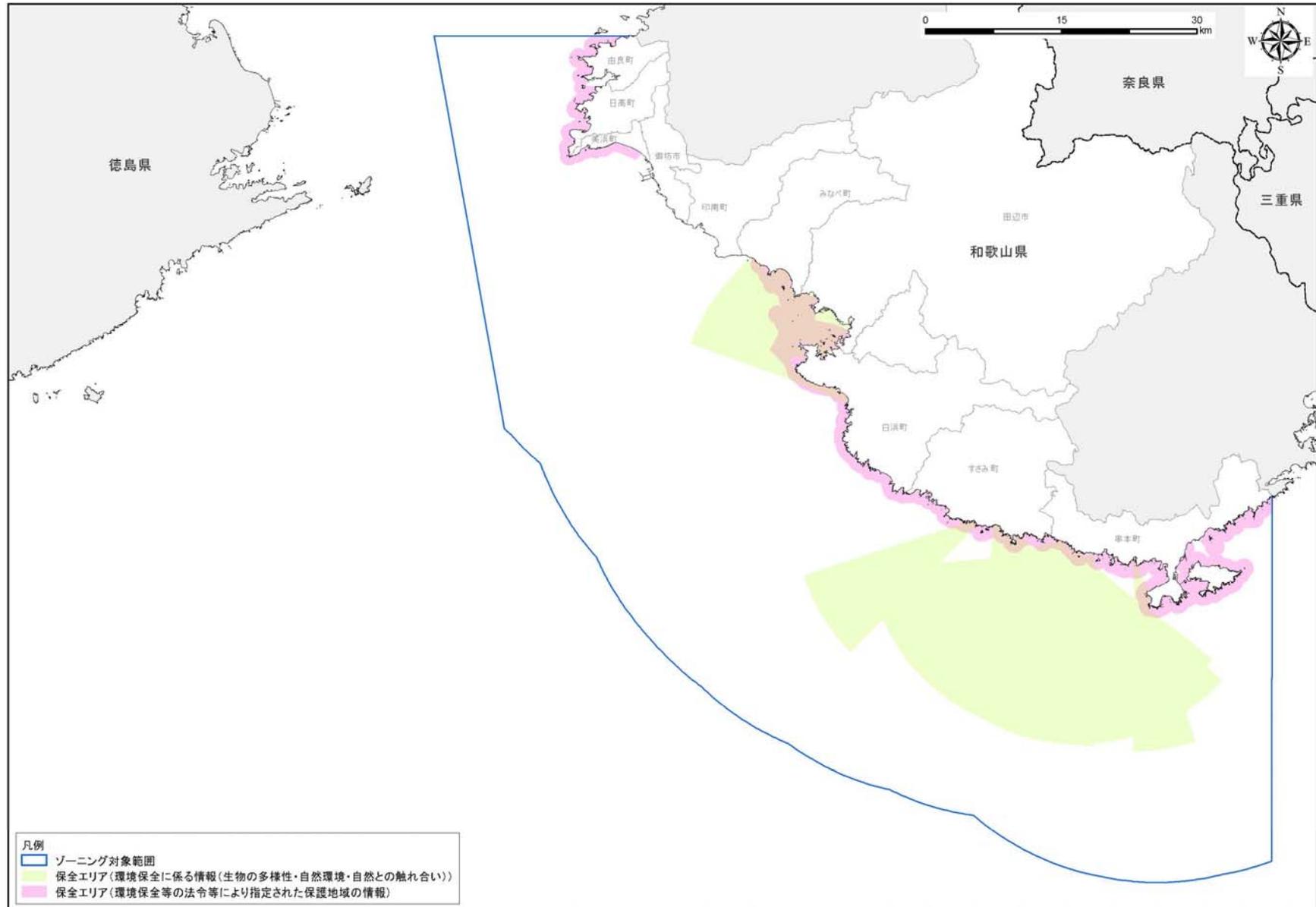
分類	レイヤー名	エリア設定の考え方	備考	
環境保全に係る情報	騒音	学校、病院、住居等の保全対象、居住区域、用途地区、騒音に係る離隔距離	海岸に予測地点を仮設定し、予測値（風車からの寄与騒音+残留騒音）が40dBになる、風車までの距離をゾーニングマップにおける海岸からの離岸距離とし、その内側を保全推奨エリアとした。	「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月）で示される指針値「残留騒音+5dB」を参考とし、残留騒音は特に静穏を要する地域に設定される35dBを用いた。
	重要な地形及び地質	日本の地形レッドデータ、日本ジオパーク、世界ジオパーク、地方自治体の重要な地形・地質	貴重な地形・地質が破壊される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	
	動物	鳥類の渡りルート、鳥類の渡りルート（ヒアリング）	鳥類やコウモリ類のバードストライク（バットストライク）の影響を考慮して、保全推奨エリアとした。	
		ナベヅル飛来地、海鳥繁殖地、コウモリ洞分布、コウモリ分布		
		海棲哺乳類確認情報、ウミガメ産卵地	施設への衝突や漂砂への影響による産卵地への影響が懸念されるため、保全推奨エリアとした。	
	植物	植生自然度図（植生自然度9,10のみ）、特定植物群落	保全上重要なエリアであるとされているため、保全推奨エリアとした。	
重要な自然環境のまとまりの場	重要里地里山、重要湿地、生物多様性のための重要地（KBA）、干潟、藻場、サンゴ礁、重要海域（沿岸域）	生物多様性の観点から重要度の高い場所であり、土地改変に対して脆弱であることから保全推奨エリアとした。		

注2)「風車の影」については、ローター径の10倍以上離れていれば影響がほとんど及ばないとされている。風車規模を9.5MW（ローター径164m）とした場合、上記の騒音に係る離隔距離の範囲内となるため、エリア設定は行わない。

エリア設定の考え方【保全推奨エリア（2/2）】

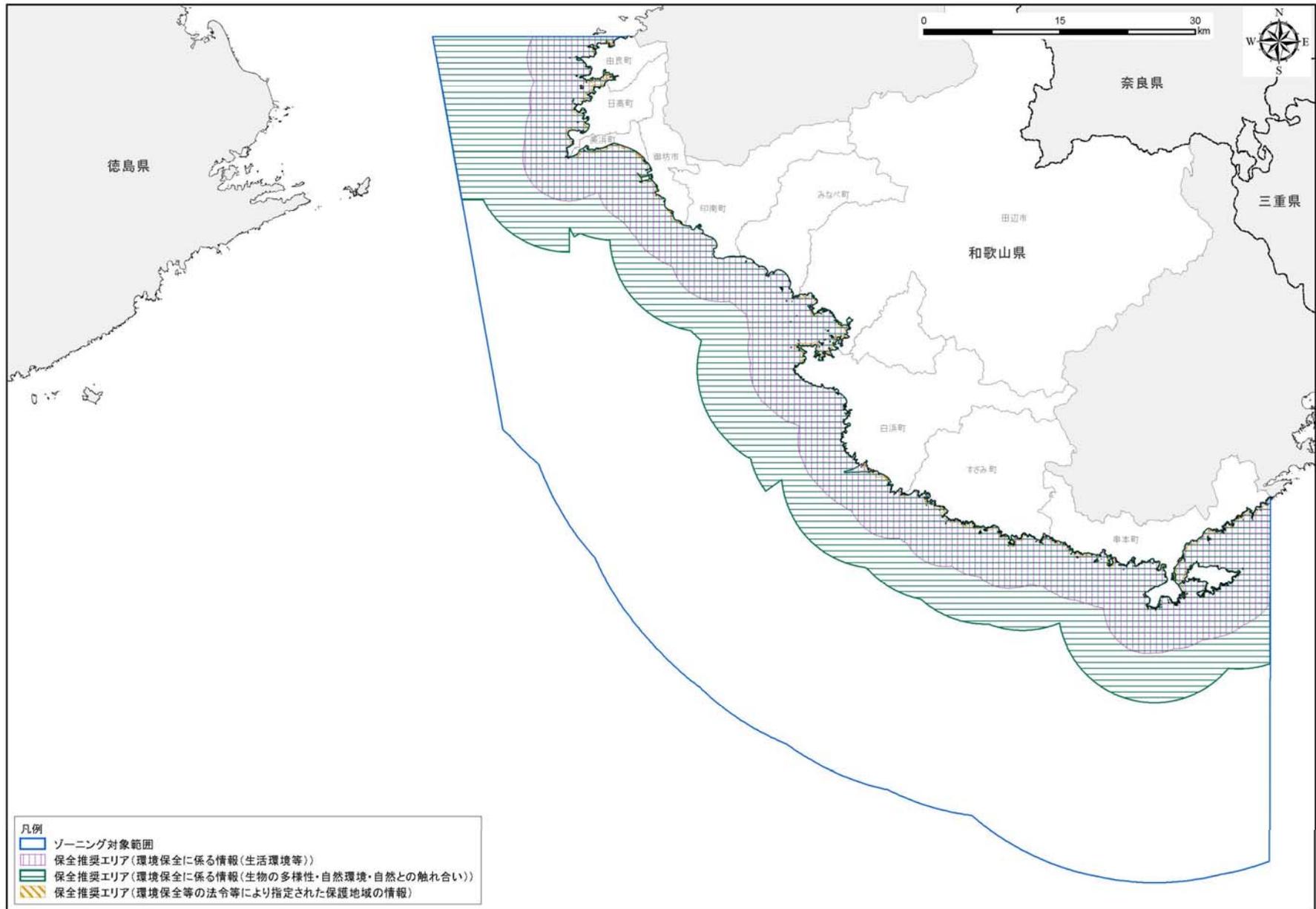
分類		レイヤー名	エリア設定の考え方	備考
環境保全に係る情報	景観	景観資源、景観の主な眺望点	地域の景観資源保全の観点から保全推奨エリアとした。	
		その他の眺望点からの景観	和歌山県景観計画で定める熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域内の眺望点以外からの眺望範囲は垂直見込角1°までの範囲を保全推奨エリアとした。	
	人と自然との触れ合い活動の場	長距離自然歩道、海水浴場、観光資源	施設が立地することで、利用を阻害する可能性があるため保全推奨エリアとした。	
環境保全等の法令等により指定された保護地域	自然環境保全地域	自然環境保全地域(県指定)	開発行為を行う場合には、申請もしくは届出が必要であるため、原生自然環境保全地域と異なり、利用される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	陸域のみ
	鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められた地域であるが、必ずしも立地ができないと明記されているわけではないため、保全推奨エリアとした。	陸域のみ
	国土保全等の観点からの指定地域	海岸保全区域	「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針」等に照らし、海岸の保全に著しい支障を及ぼす恐れがないことを確認する必要があるため、保全推奨エリアとした。 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律があるが、開発制限について明記されていないので、保全推奨エリアとした。	区域は離隔距離で設定
低潮線保全区域		排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律があるが、開発制限について明記されていないので、保全推奨エリアとした。		

保全エリア



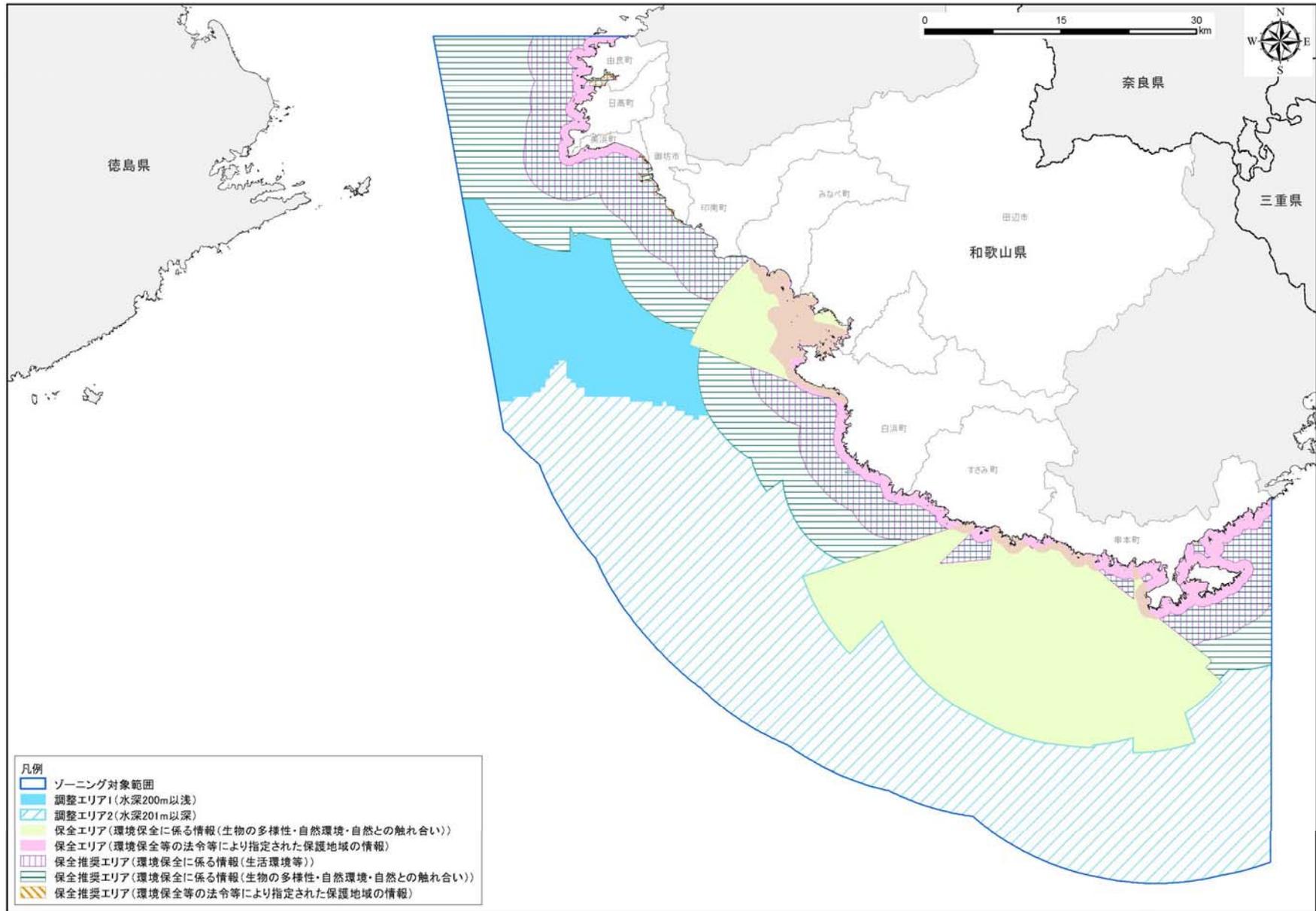
保全エリア

保全推奨エリア



保全推奨エリア

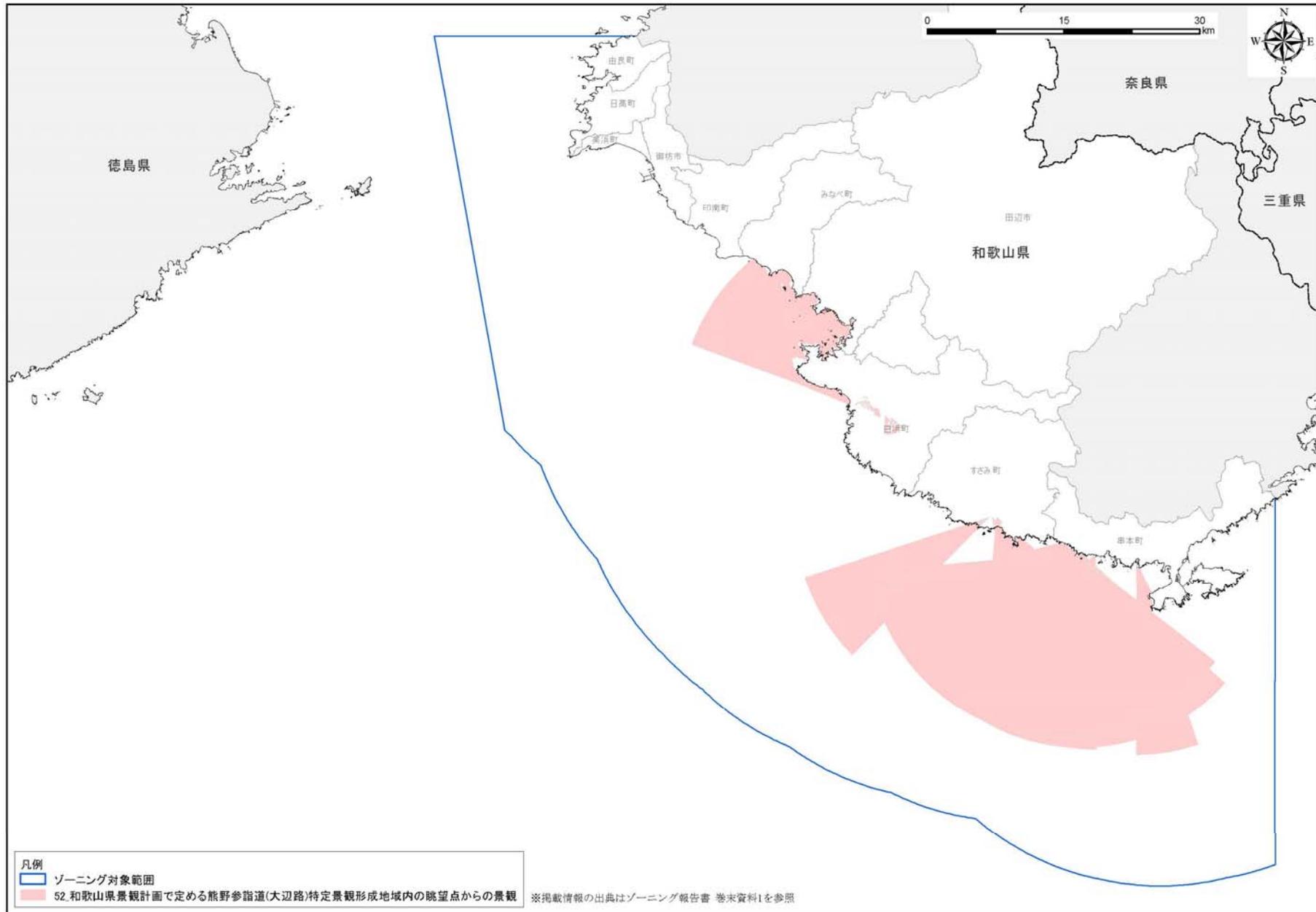
ゾーニングマップ



二次ゾーニングマップ案

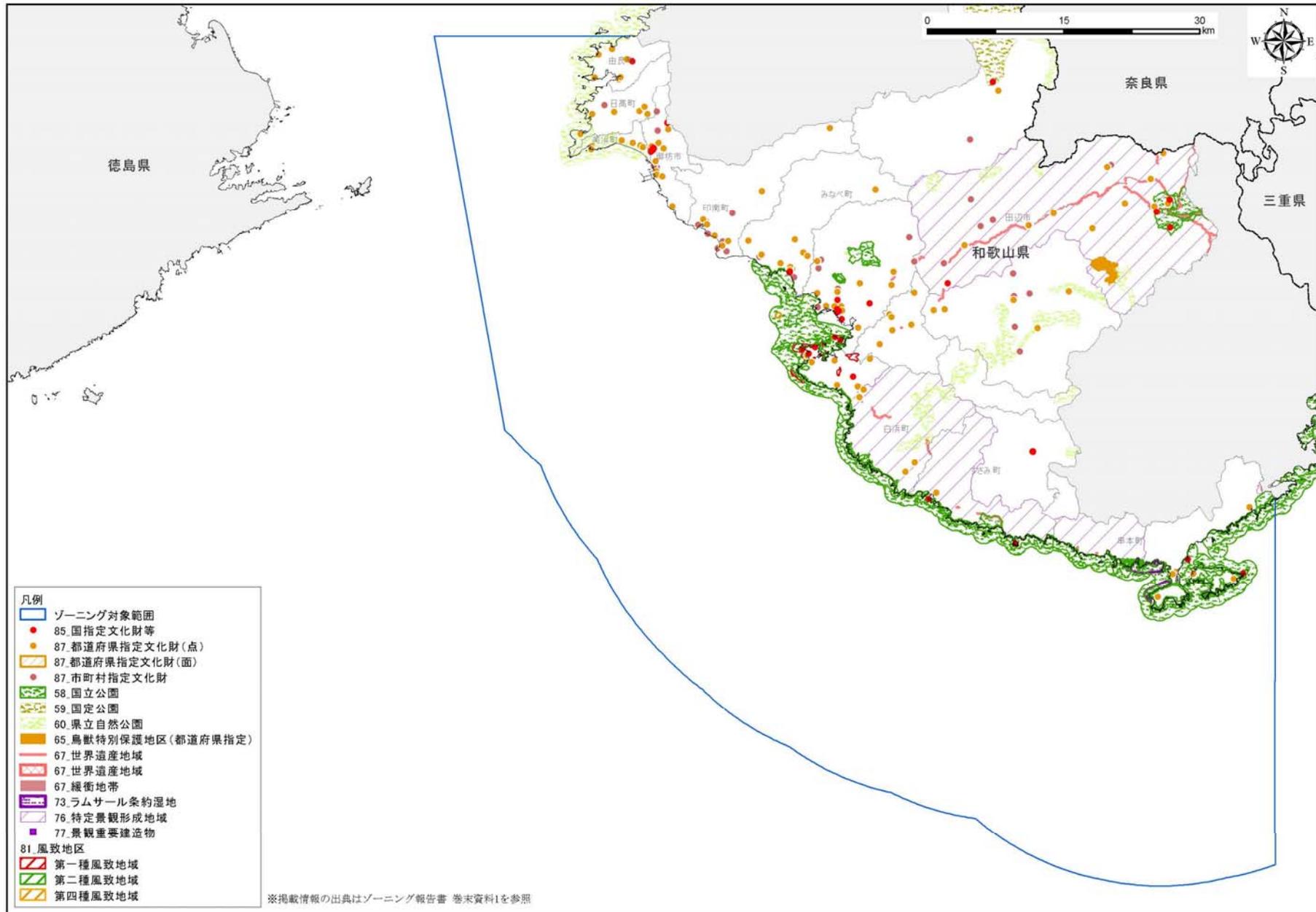
參考資料

保全エリア【環境保全に係る情報（生物の多様性・自然環境・自然との触れ合い）】



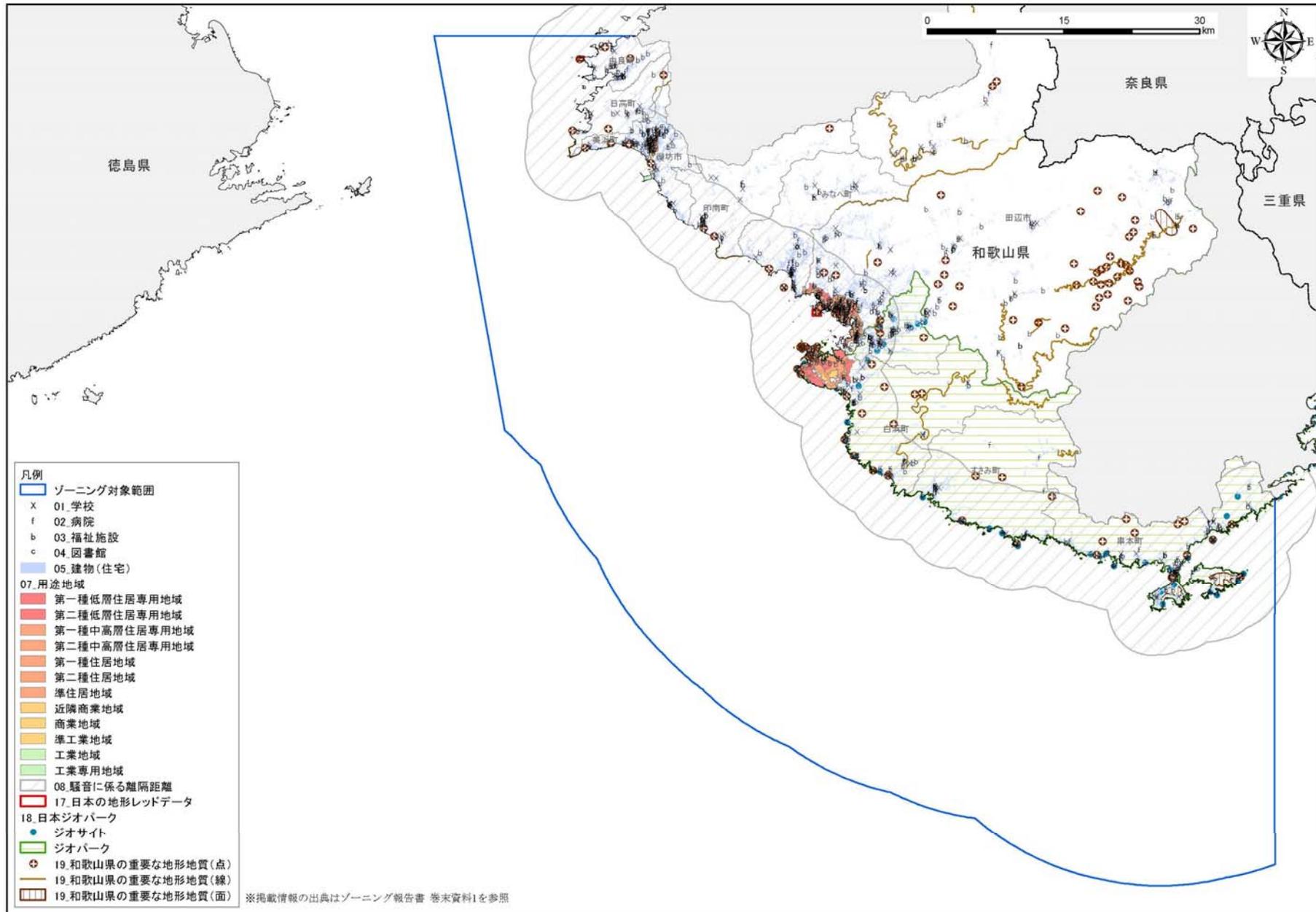
保全エリア（環境保全に係る情報（生物の多様性、自然環境、自然との触れ合い））

保全エリア 【環境保全等の法令により指定された保護地域】



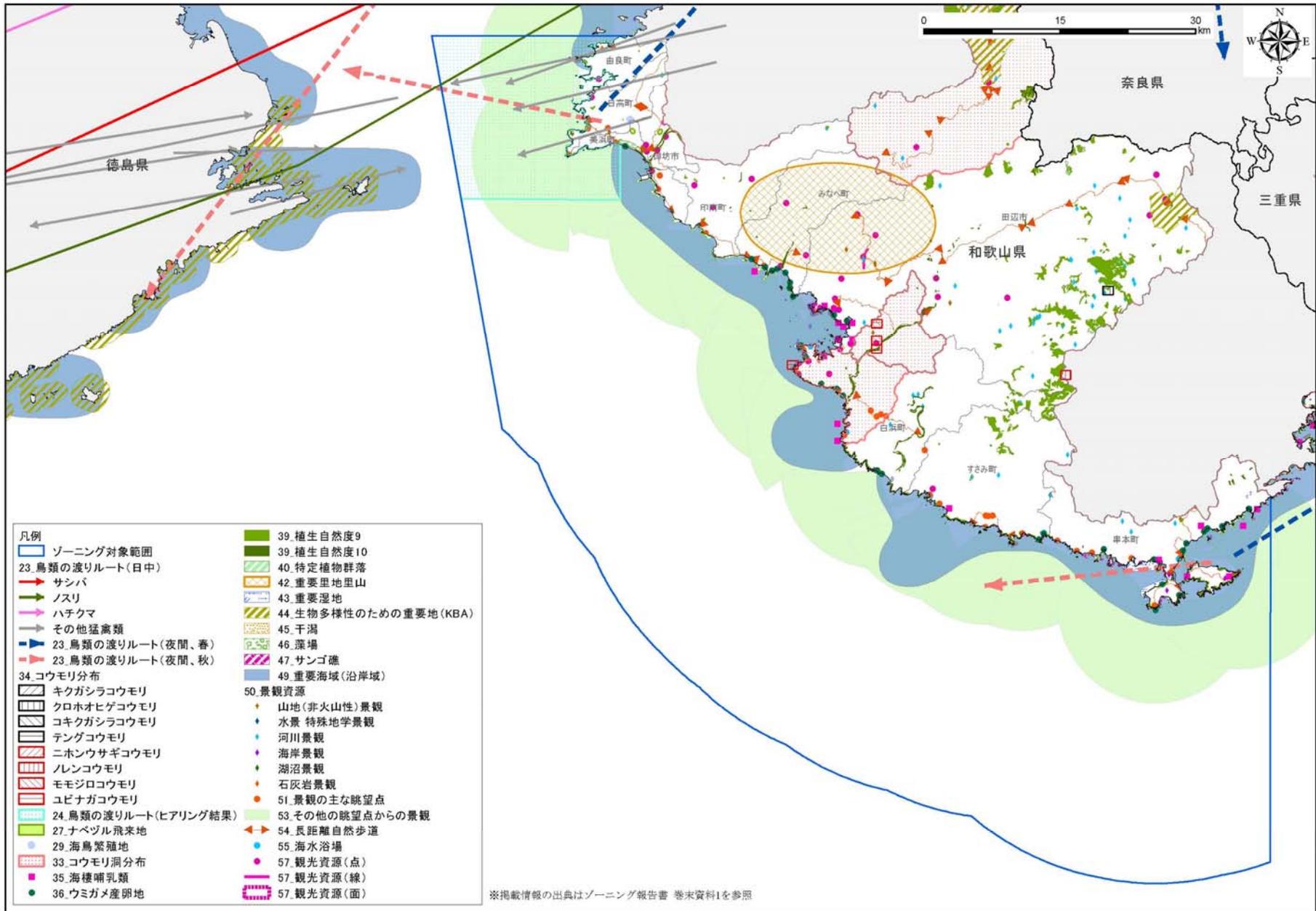
保全エリア（環境保全等の法令等により指定された保護地域の情報）

保全推奨エリア【環境保全に係る情報（生活環境等）】



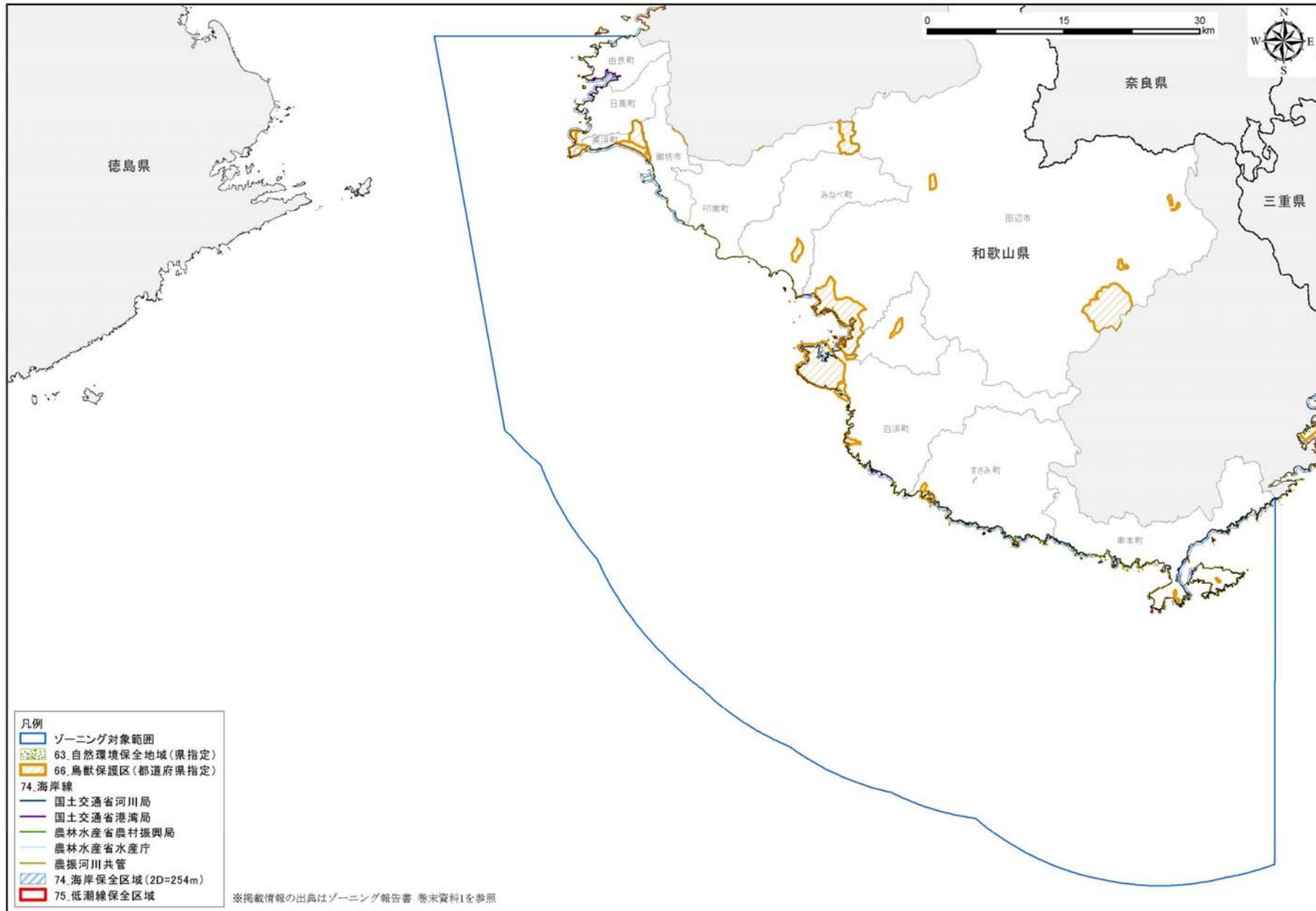
保全推奨エリア

【環境保全に係る情報（生物の多様性・自然環境・自然との触れ合い）】



保全推奨エリア（環境保全に係る情報（生物の多様性・自然環境・自然との触れ合い））

保全推奨エリア【環境保全等の法令により指定された保護地域】



保全推奨エリア（環境保全等の法令等により指定された保護地域の情報）